

「公文書点字化サービス」

市からの公文書を分かりやすく点字化します

□公文書点字化サービスとは？

主に点字によって情報を入力している方に対し、本市が送付する公文書を点字化するサービスです。

事前の利用登録が必要です。



□サービスに登録できる方

市内に居住する身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者のうち、主に点字により情報を入力している方。



□登録申請の方法

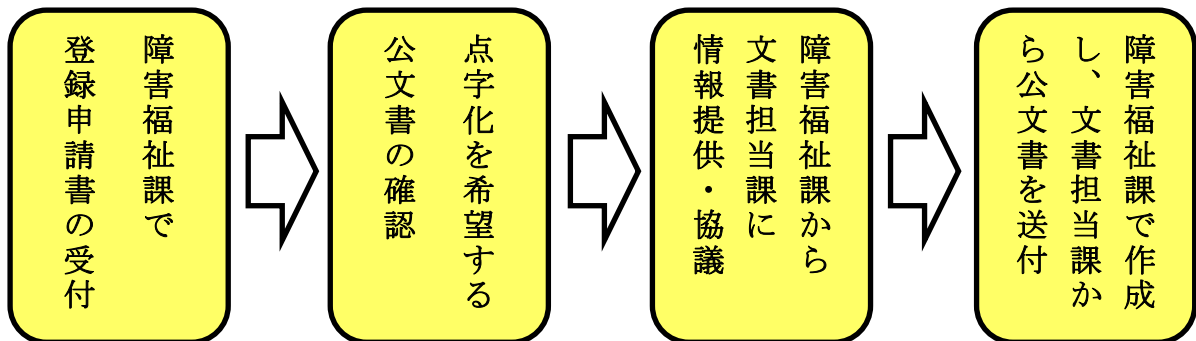
前橋市障害福祉課の窓口に登録申請書を提出してください。申請書は、窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請の際に、点字化を希望する公文書とその文書担当課について確認させていただきますので、直接窓口にお越してください。

なお、窓口への来所が難しい場合は、事前にご相談ください。



□登録の流れ



□登録に当たっての注意事項

①登録に際して、申請者の個人情報をもとに、障害福祉課が「点字による公文書の送付希望者名簿」を作成し、文書担当課に提供します。これにより、点字化した公文書の送付が可能となります。

個人情報は、障害福祉課と文書担当課が適正に管理し、本サービス以外の目的で使用することはありません。

②点字化を希望する公文書について、登録される方の希望にそえるよう最大限努力いたしますが、点字化が難しい公文書もあります。全ての公文書を点字化することを確約するものではありません。

【問い合わせ先】

前橋市 福祉部 障害福祉課 福祉サービス係
〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号（保健所1階）

電話：027-220-5711（直通）

FAX：027-223-8856